署長　殿

地域発第19号
（警務・監察・通指）
令和８年１月28日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

地域警察幹部等による業務管理の徹底について（通達乙）

地域警察にかかる業務管理については、高知県地域警察運営規程（平成５年３月本部訓令第６号）及び「地域警察における的確かつ実質的な業務管理等の推進について（通達乙）」（令和７年２月３日地域発第15号）に基づき推進しているところであるが、地域警察官による拳銃・無線機器の不適切保管や職務懈怠等不適正事案の発生に歯止めが効かない状況にある。その中でも署の幹部が事前に指導することにより職員の不適切事案を防ぐことができた事案も散見されるため、署長自らが危機感を持ち、署幹部に対し職務を再認識させ、職員の不適切事案防止に向けた業務管理を徹底されたい。

記

１　業務管理の徹底

(1)　当直勤務中の業務の把握と管理

当直責任者等の幹部は、当直勤務中の地域警察官の活動時間や現場対応状況等を把握し、勤務変更が必要な場合には、適時適切に指示するほか、業務から逸脱している状況を発見した場合には、その都度、指導を行い是正させること。

(2)　拳銃及び無線機器の点検・管理

拳銃及び無線機器の管理については、指定された幹部により点検等が行われているが、この点検管理が漫然と数合わせとならないよう、職員の業務にも照らし合わせ、徹底した点検管理を実施すること。

(3)　幹部による業務点検

地域警察の業務については、高知県地域警察運営規程等に規定される通常基本勤務に加え、上司からの業務上の指示を愚直に守ることで成り立っているため、通常基本勤務や指示等が適切に履行されているか幹部による点検が重要である。よって、地域警察幹部は、通常基本勤務や指示した内容が適切になされているか、また、その指示が浸透し励行されているかなどを点検し、通常基本勤務から逸脱し不適切事案に発展する可能性がある状態を把握した場合には、その都度、指導教養を実施し、不適切事案の防止を図るとともに、その状況を署長まで確実に報告すること。

(4)　身上把握の徹底

地域警察官は、署から離れた交番や駐在所で勤務する場合が多く、拳銃の不適正使用事案につながり得る勤務員の異変や問題兆候（以下「問題兆候等」という。）の把握に困難な面がある。そのため、地域警察幹部は、部下への面接や声かけ、同僚等からの情報の吸い上げを積極的に行うなど、多角的な情報収集に努めて身上把握を徹底し、問題兆候等の把握に努めること。

(5)　問題兆候等が見られた職員への対応

地域警察幹部が部下の問題兆候を認知した場合や、特性を認めた場合は、必要に応じて個々面接や当該勤務員の同僚、家族等から聴取を実施するなど早急に原因を究明し問題兆候等の解消や必要な支援に努めること。また、早期に関係所属との情報共有を図り組織的に対応すること。

2　指揮監督及び指導教養上の留意事項

地域警察幹部は、部下の指揮監督及び指導教養に当たって、その勤務の実態を的確に掌握し、部下が地域警察官としての自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組めるよう、交番、駐在所等のほか、その活動に従事する場所において、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、理解、浸透しているか常にその結果を確認するよう努めること。

（担当：地域課指導係　3572・3573）